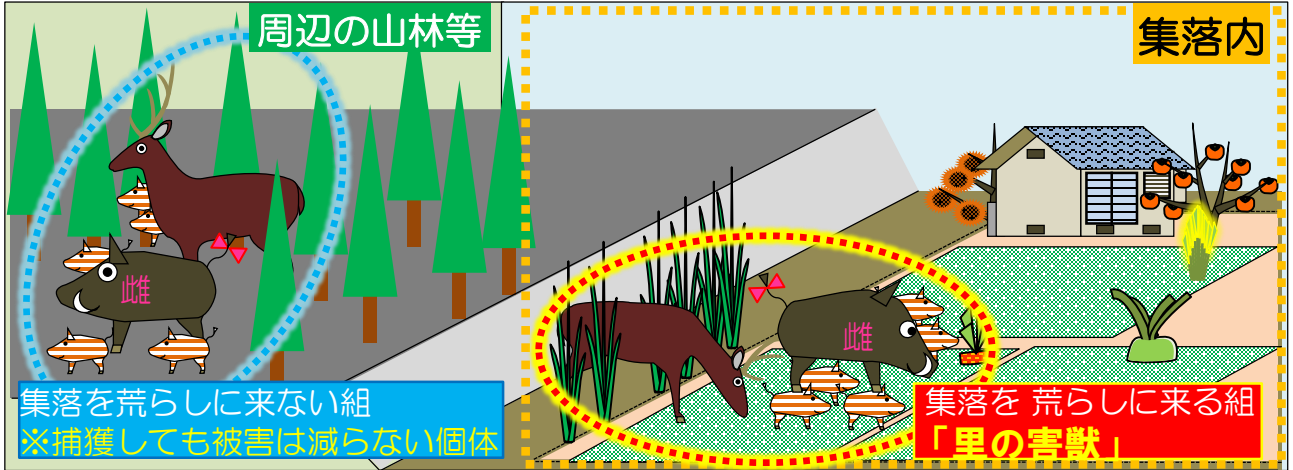


# 捕れていますか？「里の害獣」

(集落をエサ場としている害獣を、確実に捕獲しましょう！)

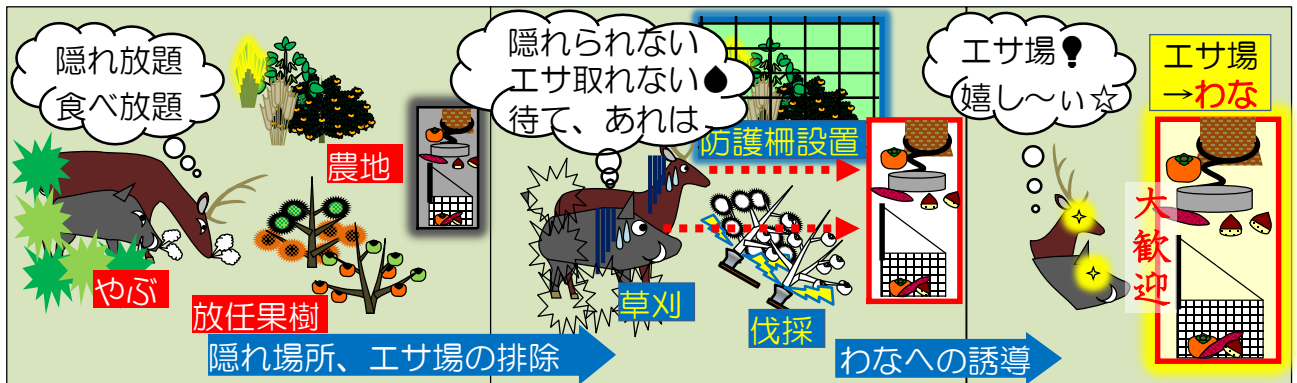


## 1. 被害を減らす(≠なくす)捕獲 ～「里の害獣」を狙え！～ 1) 捕獲すべき「里の害獣」とは？



・里の害獣は集落をエサ場としている「常習犯」で、捕獲すれば被害は大幅に減少します。

### 2) 確実な捕獲には、わな装置への誘導が不可欠！



・里の害獣は進んでわなに掛かりません。エサ場から締め出し、わなに誘導しましょう！

## 2. 捕獲行為(狩猟含む)とは ～実践する前に確認を！～

| 対象鳥獣  | 使用する猟法<br>期間<br>場所   | 法定狩猟<br>(環境省令で定める銃器、網、わなを使用する猟法)                |       | 非法定猟法          |
|---|--|---|-------|----------------|
|   |  | 狩猟期間内   | 狩猟期間外 | 狩猟期間内<br>及び期間外 |
| 狩猟鳥獣<br>鳥28種<br>獣20種<br>計48種<br>※イノシシ、シカ、アライグマ等<br>はこちら | ① 狩猟及び捕獲禁止の場所<br>・鳥獣保護区<br>・特別保護地区<br>・自然公園特別保護地区<br>・特例休猟区<br><br>② 上記以外の住宅敷地内<br>上記①②以外の場所 | 許可狩猟<br><br>住宅敷地内狩猟<br>(網・わなに限定)<br>登録狩猟=一般的な狩猟 | 許可捕獲  | 許可捕獲           |
| 狩猟鳥獣以外の鳥獣<br>※ニホンザル<br>はこちら                             | 全ての場所  |   |       |                |

出典) 狩猟読本(一般社団法人 大日本猟友会編、令和4年4月増刷一部修正版)

**注意** 捕獲するには「狩猟免許(銃猟・わな猟)」が必要です！

・狩猟期間内に捕獲禁止場所以外で狩猟鳥獣を、非法定猟法(素手やサスマタで取り押さえる等※とらばさみ等の禁止猟法は除く)により捕獲する場合は許可不要です。